

【暫定版】長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

※なお、本改正はオミクロン株の特徴を踏まえた暫定的な改正である。

令和4年3月29日改正

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制（入院すべき人が入院でき、重症度に応じた治療が受けられる体制）」を維持することができるよう、県内の感染状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために感染警戒レベルを運用する。
- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、感染警戒レベルの判断を行う。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- 感染速度（下表2）が「激増」となるなど、感染拡大の傾向が顕著であるときは、要件1の基準を満たしていない場合であっても次のレベルへの引上げを行うことができるものとする。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。
- 複数の圏域の感染警戒レベルがレベル5となるほか、医療アラートの発出状況等により、まん延防止等重点措置の公示を政府に要請するための検討を行う。
- 政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村又は指定した市町村が属する圏域についてはレベル6とする。
- 政府から本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	アラート	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※
1	—	—	—
2	注意報	人口10万人当たり15.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者24人以上)	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	警報	人口10万人当たり30.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者47人以上)	
4	特別警報Ⅰ	人口10万人当たり60.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者94人以上)	
5	特別警報Ⅱ	人口10万人当たり90.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者140人以上)	
6	まん延防止等重点措置公示 又は 緊急事態宣言 (特措法に基づく)	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合) (緊急事態宣言)	

※ 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

【表2：感染速度】

前週と比較した直近1週間の新規陽性者数の増減	指標
人口10万人当たり 60.0人以上の増加 (人口10万人以下の圏域では94人以上の増加)	激増
人口10万人当たり 30.0人以上の増加 (人口10万人以下の圏域では47人以上の増加)	急増
人口10万人当たり 15.0人以上の増加 (人口10万人以下の圏域では24人以上の増加)	増加
人口10万人当たり 15.0人未満の増減 (人口10万人以下の圏域では24人未満の増減)	ほぼ横ばい
人口10万人当たり 15.0人以上の減少 (人口10万人以下の圏域では24人以上の減少)	減少
人口10万人当たり 30.0人以上の減少 (人口10万人以下の圏域では47人以上の減少)	急減
人口10万人当たり 60.0人以上の減少 (人口10万人以下の圏域では94人以上の減少)	激減

3 感染警戒レベルの引下げについて

- ①レベルを引上げた日から起算して10日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- ただし、新規陽性者数の減少傾向が明らかであると認められるときは、②を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。この場合において、医療アラートが発出されていないときには、①を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。
- レベル6については、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

4 参考（各レベルにおける感染状態について）

レベル	アラート	感染の状態
1	—	陽性者の発生が落ち着いている状態
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態
圏域の感染警戒レベル6	まん延防止等重点措置公示 (特措法に基づく)	特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態
全圏域の感染警戒レベル6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態